

## 政令第 号

## 統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第二項第二号及び第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、原子力損害賠償支援機構」を加える。

別表第一の六の項を削り、同表の七の項を同表の六の項とし、同表の八の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考第七号を削り、同表備考第八号中「前三号」を「前二号」に、「、五の項第一欄又は六の項第一欄」を「又は五の項第一欄」に改め、同号を同表備考第七号とし、同表備考第九号中「十一の項」を「十の項」に改め、同号を同表備考第八号とする。

別表第二の二の項中「動向」の下に「及び地域別、事業所の形態別等の物価」を加える。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

原子力損害賠償支援機構を公的統計の作成主体となるべき法人に追加するとともに、全国物価統計を小売物価統計に統合することに伴い、地方公共団体が処理する事務に関する規定を改める必要があるからである。